

急傾斜地崩壊対策工事詳細設計業務委託（法蔵寺）

特記仕様書

令和4年10月

箕面市 みどりまちづくり部
水防・土砂災害対策推進室

第 1 章 総 則

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、箕面市（以下、「発注者」という。）が実施する「急傾斜地崩壊対策工事詳細設計業務委託（法蔵寺）」に適用する。

第 2 条 業務の目的

本業務では、後述の要件を満たす対策施設の詳細設計を実施することを目的とする。最終的には、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に存する対象地をがけ崩れ等の災害から保全するべく、対策施設を整備して、当該指定されている土砂災害特別警戒区域の形状を変更する必要がある。

第 3 条 準拠する法令等

業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、下記の基準等の最新のものに準拠して実施するものとする。

- | | |
|--|------------|
| (1) 測量、調査及び設計業務等委託必携 | 大阪府 |
| (2) 土砂災害防止法基礎調査マニュアル（急傾斜地の崩壊編） | 大阪府 |
| (3) 急傾斜地崩壊防止施設技術指針（案） | 大阪府 |
| (4) 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例
急傾斜地崩壊防止工事技術指針 | 全国治水砂防協会 |
| (5) 道路土工 切土工・斜面安定工指針 | 日本道路協会 |
| (6) のり砕工の設計・施工指針 | 全国特定法面保護協会 |
| (7) 切土補強土工法設計・施工要領 | NEXCO 各社 |
| (8) 土木工事数量算出要領（案） | 国土交通省 |
| (9) その他関連図書、文献等 | |

第 4 条 協議打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は監督職員と密接な連絡をとり、連絡事項を記録し、協議打合せの際には相互に確認しなければならない。

第 5 条 諸手続き

本業務に伴い必要となる関係官公庁等への諸手続きは、発注者の承諾を得て、受注者の責任において速やかに行うものとする。

第 6 条 疑義等

本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第7条 提出書類

受注者は、本業務の契約締結後速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 工程表
- (3) 着手届
- (4) 管理技術者、照査技術者、担当技術者通知書（経歴書含む）
- (5) その他発注者が示す書類

第8条 管理技術者

管理技術者は、業務の技術上の管理を行うものとする。要件として、下記に定めるいずれかの資格を有し、かつ直接雇用関係のある日本語に堪能な者でなければならない。

- ①技術士（総合技術監理部門、または建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））
- ②シビル コンサルティング マネージャ（RCCM）（河川、砂防及び海岸・海洋）

第9条 資料の貸与

発注者は、本業務に必要と認められる資料を受注者に貸与できるものとし、受注者は貸与された資料について責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後には速やかに発注者に返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分するものとする。

第10条 証明書等の交付

業務に必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請により発注者にて交付する。

第11条 秘密の保持

受注者は、本業務を実施するうえで目的外の情報取得を禁止するものとし、また本業務で知り得た事項を一切他に漏らしてはならない。

第12条 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、監督職員と協議しなければならない。

第13条 交通安全管理

本業務の実施にあたり、規制を必要とする場合は監督職員と協議のうえ、交通整理員を配置するなど交通状況に即した適切な保安施設を設け、歩行者及び通行車両に対する安全管理に努めるものとする。

第14条 沿道対応

地元関係者への説明、交渉等は、発注者が行うものとするが、発注者の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。また、受注者は、これらの交渉にあた

り、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

第15条 土地の立入り等

1. 受注者は、屋外で行う業務等を実施するため国有地、公有地または私有地に立ち入る場合には、監督職員及び関係者と十分に協議を行い、業務等が円滑に進捗するように対応しなければならない。屋外で行う調査業務等の実施にあたっては、事前に案内状を送付し、作業の周知を努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

2. 受注者は、業務等の実施のために植物伐採、垣、柵等の除去または土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員について、当該土地所有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについては、当該土地所有者の許可は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となった経費の負担については、本特記仕様書に示す他は、監督職員と協議により定めるものとする。

第16条 成果品の検査

1. 受注者は、業務完了時に成果品を委託完了届とともに提出し、発注者の成果品検査を受けなければならない。

2. 成果品検査において、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。業務完了後において、明らかに受注者の責による業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに業務の修正を行わなければならない。

第17条 引渡し

成果品検査に合格後、本特記仕様書に指定されている成果品一式を納品し、発注者検査員の検査をもって業務の完了とする。

第2章 業務内容

第18条 測量業務

測量業務については、以下の内容にて行うものとする。

1. 3級・4級基準点測量

基準点設置時には、不要な基準点を配置しないよう効率的に実施することとする。また、基準点を設置する位置、設置点数等について事前に監督職員と協議してから実施することとする。

2. 路線測量

- (1) 作業計画
- (2) 伐採
- (3) 中心線測量
- (4) 仮BM設置測量
- (5) 縦断測量
- (6) 横断測量

3. 現地測量

4. 受注者は、測量業務を実施する際に民地に立入る必要が生じる場合は、発注者発行の身分証明書を携帯して作業にあたるものとする。

第19条 地質調査業務

地質調査については、以下の事柄に留意することとする。

現地試験および室内試験が必要となった場合は、監督職員と協議を行い、実施の検討を行うものとする。

1. 調査概要

受注者は、調査に先立ち監督職員と十分に協議を行い、詳細設計に必要な土質調査を行うこととする。

2. 機械ボーリング

受注者は、ボーリング箇所について現地調査の結果を踏まえ、監督職員と協議を行い、目的に合った箇所を実施することとする。また、ボーリング調査の実施にあたっては、位置選定、打止め高さ設定等、十分に事前検討を行うこととする。

第20条 設計業務

1. 法面工予備設計

(1) 現地踏査

詳細設計の設計条件の把握を目的に現地踏査を行い、急傾斜地崩壊防止施設の配置計画地点の地形・地質状況や湧水の有無、周辺構造物、土地利用状況等を把握するものとする。加えて、工事用道路・施工ヤード・排水の流末等の検討、対策施設の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。

(2) 設計計画

現地調査や土質調査結果等をもとに設計計画を行う。

(3) 設計条件の確認

設計計画をもとに設計条件の確認を行う。

(4) 比較形式選定

現地調査結果や土質試験結果等から総合的に判断し、対象地における採用となり得る工法を3案程度選定し、各案について比較検討のうえ対策工法を決定するものとする。

(5) 概略設計計算

設計条件をもとに対象となる構造物の設計計算を行う。

(6) 基礎工検討

選定された対策工法について、必要な場合は基礎工の検討を行う。

(7) 概略設計図

選定された対策工法について、概略設計図を作成する。

(8) 協議資料の作成

関係機関との協議資料を作成する。

(9) 概算工事費算出

数量および施工計画をもとに単価調査、見積収集や大阪府建設工事積算基準を用いて積算根拠資料と工事費を算出する。

(10) 比較一覧表作成

選定された工法について、安全性、耐久性、施工性、維持管理、景観性、経済性等の観点から比較し、最適案を決定するための一覧表を作成する。

(11) 照査

(12) 報告書作成

2. 法面工詳細設計

(1) 設計計画

業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、下記事項を記した業務計画書を作成し、監督職員に提出する。

①業務概要 ②実施方針 ③業務工程

④業務組織計画 ⑤打合せ計画 ⑥成果品の内容・部数

⑦使用する主な図書及び基準 ⑧連絡体制（緊急時含む） ⑨その他

(2) 設計条件の確認

荷重条件等、設計施工上の基本条件について確認を行うとともに、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計計算

設計図書において指示された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。

(4) 設計図

設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。

(5) 数量計算

数量計算は、「土木工事数量算出要領(案)」(国土交通省・最新版)に準じて算出し、工種別に取りまとめるものとする。

(6) 照査

設計方針及び手法が適切であるかの確認を行い、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(7) 報告書作成

本業務の作業内容について、報告書として取りまとめるものとする。

3. 基礎調査調書の修正

構造物施工完了後に土砂災害特別警戒区域を変更する必要があるため、基礎調査調書および公示図書の修正案の作成を行うものとする。公示図書を含めた基礎調査調書の最終的な修正作業は、目的構造物の座標値測量等が必要となるため、工事後に現地測量等を実施することにより行うものとする。本業務では、設計業務として行う土砂災害特別警戒区域設定と構造物整備範囲の妥当性を確認し、修正案の方向性、書式等を整理し、修正区域調書(案)ならびに公示図書(案)を作成するために行うものである。

(1) 計画準備

基礎調査内容を十分に理解し、目的が達成できるよう計画を立案する。

(2) 資料収集・整理

基礎調査調書修正に係る関連資料を収集・整理する。

(3) 現地調査・地形調査

既存資料をもとに、現地状況及び地形の把握を行う。

(4) 危害のおそれのある土地の区域設定

既存資料を活用し、危害のおそれのある土地を机上にて設定する。

(5) 著しく危害のおそれのある土地の区域設定

既存資料を活用し、著しく危害のおそれのある土地を机上にて設定する。

(6) 区域調書・公示用図面の作成

机上で設定した危害のおそれのある土地及び著しく危害のおそれのある土地の区域への対策工を基に修正区域調書(案)を作成する。また、作成した修正区域調書(案)をもとに修正公示図書(案)の作成を行う。

(7) 照査

(8) 報告書作成

4. 打合せ

(1) 回数

打合せは業務着手時、中間（3回）、成果品納入時の計5回を基本とし、業務着手時および成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

また、関係機関打合せは、大阪府池田土木事務所と以下の項目について行う。なお、受注者は、協議に必要となる資料作成については協力することとする。

①土砂災害特別警戒区域変更に係る設計範囲の確認

②設計結果の確認

(2) 内容

打合せ内容は書面で確認するものとし、受注者は打合せ後、速やかに協議記録を作成し、監督職員に提出することとする。

第21条 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

(1) 報告書（A4版、パイプ式ファイル綴じ製本） 1部

(2) 設計図（A3版、観音製本） 1部

(3) 電子データ（報告書・設計図）（CD-R、ラベル印刷） 1式

※設計図はPDF データおよびCAD データ（dwg 形式）を基本とする。

(4) その他監督職員が指示するもの